

第30回当別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年10月27日（月）午後4時00分から午後4時10分

2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室

3 出席委員（16人）

会長職務代理者	1 番	青 山 眞 士
	2 番	古 熊 健 一
	3 番	高 橋 毅 典
	4 番	佐々木 彦 治
	5 番	目 黒 一 雄
	6 番	泉 和 浩
	7 番	佐々木 章 史
	8 番	狩 野 菊 恵
	9 番	高 野 秀 則
	10番	藤 田 靖
	11番	石 田 秀 人
	12番	岸 本 辰 彦
	13番	山 田 裕 一
	14番	佐々木 靖
	15番	湯 浅 浩 道
会長	16番	秋 吉 稔 之

4 欠席委員（0人）

5 農業委員会事務局職員

事務局長	山 崎 一
事務局次長	浦 島 卓
事務局農地係長	作 山 温 史
事務局総務係主査	春 田 秀 彦
事務局農地係主任	村 上 諒

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第1号 農地法第3条の3規定による届出について

日程第4 報告第2号 農地法第5条の規定による完了報告について

日程第5 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第7 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条
第11項の規定による要請について

日程第 8 議案第 3 号 土地の現況証明願いについて

7 会議の概要

議長	只今の出席委員 16 名、定足数に達していますので、第 30 回当別町農業委員会総会を開会します。 議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に入ります。
議長	日程第 1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第 12 条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声がありましたので、2 番 古熊委員 3 番 高橋委員を指名します。
議長	日程第 2、会期の決定について、本総会の会期を、本日 1 日間とすることで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定しました。
議長	日程第 3、報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出について」ご説明します。 今回、届出がありました、3 件は、相続による所有権移転があり、農地法第 3 条の 3 の規定に基づく届出があったものです。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、報告第 1 号は承認することに決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、報告第 1 号は承認することに決定しました。
議長	日程第 4 報告第 2 号「農地法第 5 条の規定による完了報告について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第 2 号「農地法第 5 条の規定による完了報告について」ご説明します。 番号 1 番について、住宅等を建設したもので、令和 7 年 2 月 25 日に許可、令和 7 年 9 月 22 日に完了したため、事務局で現地確認を行っております。以

議長	上です。 説明が終わりましたので、質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、報告第2号は承認することに決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、報告第2号は承認することに決定しました。
議長	日程第5、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」ご説明します。通知がありました8件は、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借を解約した旨の通知があったものです。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、報告第3号は、承認することに決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、報告第3号は、承認することに決定しました。
議長	日程第6、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。番号1番は規模拡大のため、所有権の移転をするものであります。 この1件について、議案資料の「農地法第3条の調査書」のとおり、不許可の基準である農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。 図面につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。
議長	説明が終わりましたので質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。

	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第１号は、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	日程第７、議案第２号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による要請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第２号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による要請について」ご説明します。 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、北海道農業公社へ促進計画のとおり権利の設定を要請してよろしいか、当委員会の決定を求められているものです。今回の計画案は、番号１番から１３番は、賃貸借の設定をするもの、１４番から１９番は、所有権の移転を設定するものです。計画地の図面につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。
議長	休憩します。 休憩
議長	再開します。 説明が終わりましたので、番号１番から１８番の質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、番号１番から１８番は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、番号１番から１８番は、原案のとおり決定しました。 番号１９番は、農業委員会等に関する法律第３１条の規定による議事参与の制限がありますので、該当委員は退出願います。
議長	休憩します。 休憩（泉委員退席）
議長	再開します。 番号１９番の質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、番号１９番は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、番号１９番は、原案のとおり決定しました。 休憩します。 休憩（泉委員復席）
議長	再開します。
議長	議案第２号で決定しました要請内容について、公社が要請のとおり認可した場合は、再度農業委員会の総会にかけずに、認可し即日公告を行って、よろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、そのとおりに決定しました。
議長	日程第８、議案第３号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第３号「土地の現況証明願いについて」説明します。今回、願出がありましたのは、番号１番から３番の３件です。 番号１番から３番につきまして、３名の委員と事務局で現地調査を行いました。土地の現況は、長年耕作されておらず、再生利用が困難な状況となっており、農地・採草放牧地以外と判定しております。 願出地の位置図及び現況写真につきましては、議案資料をご高覧ください。 以上です。
議長	説明が終わりましたので質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第３号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第３号について、原案のとおり決定しました。
議長	以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもちまして、第３０回当別町農業委員会総会を閉会します。